

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)(抄)

改 正 後	改 正 前
<p>(法第三百四十八条第二項第二十九号の固定資産)</p> <p>第五十一条の十 法第三百四十八条第二項第二十九号に規定する独立行政法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法第十条第一号から第五号まで、第七号又は第八号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一 三 略</p>	<p>(法第三百四十八条第二項第二十九号の固定資産)</p> <p>第五十一条の十 法第三百四十八条第二項第二十九号に規定する独立行政法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法第十条第一号から第七号まで</p> <p>に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一 事務所の用に供する固定資産</p> <p>二 宿舍の用に供する固定資産</p> <p>三 その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある研修施設の用に供する固定資産</p>